

## 「化学物質管理者」と参考情報 について

既に、本年 5 月 31 日に公布された

### ● 労働安全衛生規則の一部を改正する省令

(令和 4 年 5 月 31 日厚生労働省令第 91 号)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H220531K0020.pdf>

に定められた事業場において化学物質の管理を行う化学物質管理者を養成するための講習の内容を定める告示及び事業場内において化学物質管理を行い、事業場外において化学物質管理に関する助言や評価を行う専門家である化学物質管理専門家の要件を定める告示並びにこれら告示に係る施行通達が示されています。

また、広島労働局長から、改正内容等を関係者へ周知するよう依頼を受けたところです。(令和 4 年 9 月 16 日付け、広労発基 0916 第 1 号の抜粋(鑑及び別紙)を 2 頁～3 頁へ紹介しています。なお、記の「第 1 制度の趣旨及び概要等について」以下は、本省通達「令和 4 年 9 月 7 日付け基発 0907 第 1 号」をご覧ください。) また、別紙の厚生労働省 HP に掲載されている資料は、3 頁下段をご覧ください。

### ○ 関係通達(本省)

① 令和 4 年 9 月 7 日付け基発 0907 第 1 号 (全 8 頁)

「労働安全衛生規則第 12 条の 5 第 3 項第 2 号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000987122.pdf>

#### ① 「講習告示」告示第 276 号

労働安全衛生規則第 12 条の 5 第 3 項第 2 号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習(令和 4 年厚生労働省告示第 276 号)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H220907K0030.pdf>

令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

#### ② 「専門家告示(安衛則等)」告示第 274 号

労働安全衛生規則第 34 条の 2 の 10 第 2 項、有機溶剤中毒予防規則第 4 条の 2 第 1 項第 1 号、鉛中毒予防規則第 3 条の 2 第 1 項第 1 号及び特定化学物質障害予防規則第 2 条の 3 第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(令和 4 年厚生労働省告示第 274 号)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H220907K0010.pdf>

令和 5 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 2 号(監督署長から改善の指示等を受けた場合、改善措置に関する助言を受ける専門家)の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

#### ③ 「専門家告示(粉じん則)」告示第 275 号

粉じん障害防止規則第 3 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(令和 4 年厚生労働省告示第 275 号)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H220907K0020.pdf>

令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

広労発基 0916 第 1 号  
令和 4 年 9 月 16 日

公益社団法人 広島県労働基準協会 代表理事会長 殿

広島労働局長  
(公印省略)

労働安全衛生規則第 12 条の 5 第 3 項第 2 号イの規定に基づき  
厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則第 12 条の 5 第 3 項第 2 号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習(令和 4 年厚生労働省告示第 276 号。以下「講習告示」という。)、労働安全衛生規則第 34 条の 2 の 10 第 2 項、有機溶剤中毒予防規則第 4 条の 2 第 1 項第 1 号、鉛中毒予防規則第 3 条の 2 第 1 項第 1 号及び特定化学物質障害予防規則第 2 条の 3 第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(令和 4 年厚生労働省告示第 274 号。以下「専門家告示(安衛則等)」という。)及び粉じん障害防止規則第 3 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(令和 4 年厚生労働省告示第 275 号。以下「専門家告示(粉じん則)」という。)については、令和 4 年 9 月 7 日に告示され、令和 5 年 4 月 1 日から適用(一部令和 6 年 4 月 1 日から適用)することとされたところ です。

これらの告示の制定の趣旨、内容等については、下記のとおりですので、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、会員企業その他関係者に対する本改正等の内容の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、関連情報は別紙に記載の厚生労働省HPに掲載しておりますので、あわせてご参照・周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

- 第 1 制定の趣旨及び概要等について
- 1 制定の趣旨



※広島労働局からの通知は紙媒体で頂いたもので PDF に加工すると読みづらい部分があるため、本省通達等をご紹介します。

## 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について ～労働安全衛生規則等の一部を改正する省令 (令和4年厚生労働省令第91号(令和4年5月31日公布))等の内容～

HPアドレス [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)



### HPに掲載されている資料

#### 本改正の概要

- 労働安全衛生法の新たな化学物質規制 [PDF: 1,926KB]

#### 関係法令

改正政令及び改正省令(令和4年2月24日公布)

- 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」(令和4年政令第51号)改め文 [PDF: 138KB]
- 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」(令和4年政令第51号)新旧対照表 [PDF: 136KB]
- 「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第25号)」 [PDF: 281KB]

改正省令(令和4年5月31日公布)

- 「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」(令和4年厚生労働省令第91号) [PDF: 1,370KB]

#### 告示

- 化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する告示(令和4年厚生労働省告示第190号) [PDF: 257KB]
- 労働安全衛生規則第三十四条の二十第二項等の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(令和4年厚生労働省告示第274号) [PDF: 45KB]
- 粉じん障害防止規則第三条の二第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(令和4年厚生労働省告示第275号) [PDF: 41KB]
- 労働安全衛生規則第十二条の五第三項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習(令和4年厚生労働省告示第276号) [PDF: 61KB]

#### 関係通達等

改正政省令の施行通達

- 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について(令和4年2月24日付け基発0224第1号) [PDF: 346KB]

改正省令等の施行通達

- 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について(令和4年5月31日付け基発0531第9号)(令和4年9月7日一部改正) [PDF: 297KB]

告示の施行通達

- 労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について(令和4年9月7日付け基発0907第1号) [PDF: 184KB]

関係通知

- 労働安全衛生法に基づく安全データシート(SDS)の記載に係る留意事項について(令和4年1月11日付け基安化発0111第2号) [PDF: 152KB]
- 労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等(化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係)に係る留意事項について」の改正について(令和4年5月31日付け基安化発0531第1号) [PDF: 351KB]

#### 参考資料

- 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書(令和3年7月19日公表) [PDF: 1,084KB]
- 化学物質の自律的管理におけるリスクアセスメントのためのばく露モニタリングに関する検討会報告書(令和4年5月 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター) [PDF: 943KB]

(参考)上記掲載は次の URL です。

化学物質による労働災害防止のための新たな規制について  
～労働安全衛生規則等の一部を改正する省令  
(令和4年厚生労働省令第91号(令和4年5月31日公布))等の内容～

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)